

新潟・福島豪雨災害からの復興基本方針

町では平成23年7月新潟・福島豪雨災害からの復興施策などについて、全体像を明らかにした基本方針を策定しました。この方針に基づき、豪雨災害からの復旧、復興と被災地域における生活の再建及び産業の再生を図り、安全に生活できる災害に強い町づくり事業を展開していきます。



国道289号花立橋(柏戸)仮橋工事

基本理念

9月20日、只見町平成23年7月新潟・福島豪雨災害対策本部は、「平成23年7月新潟・福島豪雨災害からの復興の基本方針」をまとめました。

復旧、復興の取り組みを進めしていくための道しるべとなる方針は、(1)将来にわたつて安心して暮らすことのできる安全な地域づくり(2)活力ある社会経済の再生、を基本理念としています。

また、復興期間は5年間とし、当初3年間を集中復興期間と位置づけています。

復興施策は、(1)災害に強いまちづくり(2)被災者の居住の安定確保(3)地域経済活動の再生(4)豪雨災害の教訓を踏まえたまちづくり、の四つの柱を中心に構成されています。

▽「災害に強いまちづくり」で

▽「被災者の居住の安定確保」では、地域全体のまちづくりを進める中で、高齢者等の生活機能の確保に配慮しつつ、恒久的な住まいを着実に確保できるよう支援するほか、5項目を推進するとしています。

▽「地域経済活動の再生」では、①商工業②農業③林業④観光⑤交通・物流情報通信の5分野ごとに内容をまとめています。農業については、「農業は町の基幹産業であり、地域の雇用や暮らしを支える大きな役割を果たしている。営農再開に向けてまず、農地や農業用施設等の復旧を図る。これと並行して、農業者による経営再開に向けた復旧に係る共同作業を支援するとともに、

は、人命が失われないことを重視し、災害時の被害を少なくする前提に立ち、かつ自然と首からふさわしい知恵を盛り込んだ防災のまちづくりを推進するとして、河川堤防、簡易水道、農業集落排水等の復旧・整備、水門・樋管等の防災・排水施設の機能強化等を図っていくとしています。

▽「豪雨災害の教訓を踏まえたまちづくり」では、①集落コミュニティ機能の維持②防災拠点としての地区センター③保健・医療・福祉提供体制の構築④自治体間・地域間の連携、相互応援による防災⑤今後の災害の備え⑥豪雨災害に関する調査、の検討を進めるとしています。

復興施策

復興計画

この基本方針により、今後町では、主要な施策ごとに具体的な取り組みや事業を盛り込んだ「復興計画」を町議会並びに町民の皆様と協議を重ねながら策定し、元気で活気あふれる只見町を一日も早く取り戻すため、様々な活動を行っていく考えです。

「復興計画」の策定を進めます

只見町長 目黒 吉久

このたびの大豪雨、未曾有の災害から2か月以上が経ちました。家屋への土砂や災害瓦礫も、多くの方々の応援を得て片付きつつあり、落ち着きも戻ってまいりました。一方、今なお避難所生活を余儀なくされている方々がありますが、町営住宅への入居もできるようになり、仮設住宅の建設準備も整い、11月末までには入居できるよう進めてあります。

急を要する用排水路の土砂撤去等の暫定復旧も事業者、集落の方々の協力を得て対処いたしました。この間、職員も被災者への生活支援や今月から始まっている災害査定のための調査・測量・設計に、県や柏市の職員の応援を受けながら精一杯努力を続けてあります。

楮戸地域の花立橋については、仮橋の工事が発注となり、年内通行を目指してあります。また、現在、通行不能となっている国道252号若松方面への滝スノーシェッドも年内全面通行可能となる予定ですが、新潟方面田子倉地内の一日前も早い道路復旧と只見線の復旧再開についてはJRや国等への働きかけを強力に進めてまいります。

今水害に関してはダム放水の在り方の適否も指摘されてあります。今回の大災害を踏まえ、原因検証と同時にダムの立地町村として今後の安全・安心を確保できる河川復旧と、今後の河川管理の在り方について、国、県等関係機関、ダム事業者等に対して求めてまいります。

町は、今回の大水害を教訓に「復興計画」の策定を進めてまいりますが、その基本理念は、(1)将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域づくり、(2)活力ある社会経済の再生です。具体的な取り組みの盛り込みはこれからでありますが、今私たちに一番大切なことは、日常性の回復に向けたくじけない前向きな心です。道路や橋は直ります。自然も再生します。今回自然の猛威に痛めつけられはしましたが、総じてやさしく、恵み深い自然の宝庫である只見町に自信を持って、自立と相互扶助の精神で取り組むことが大切と考えます。

町も皆さんの意向を踏まえて必要な支援を責任を持って実施してまいりますので、復興に向けて力を合わせ頑張っていきましょう。

復興イメージ図

基本方針

豪雨災害からの復興の基本方針
「水と森と人が共存するための道しるべ」

基本理念

- (1) 将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域づくり
- (2) 活力ある社会経済の再生

復興期間

5年間とし、当初3年間を「集中復興期間」とする。

復興施策

- (1) 災害に強い地域づくり
- (2) 被災者の居住の安定
- (3) 地域経済活動の再生
- (4) 豪雨災害の教訓を踏まえたまちづくり

復興

復興計画

復旧

これまで以上によい町へ

↓
主要な施策ごとに
具体的な取り組みや事業
※実施計画と一体化を図る

復興期間:平成23年度～平成27年度
集中復興期間:平成23年度～平成25年度